

みんな
のために
あなた
のために

守ってほしい 自転車安全利用 5 則

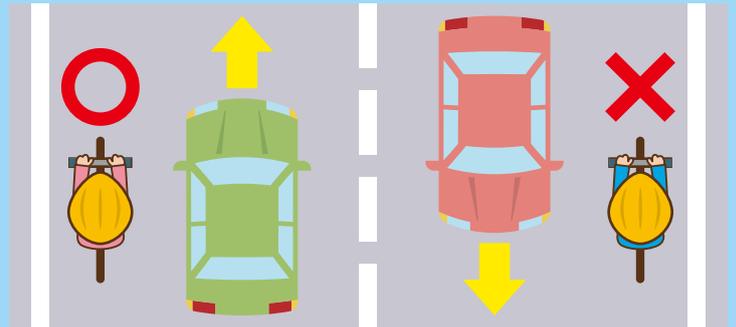
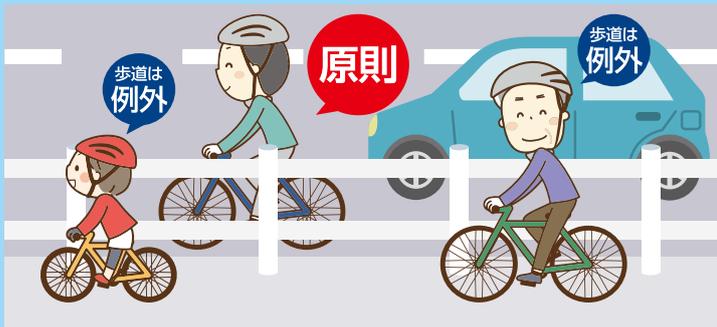


1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは、**自転車は車道が原則、左側通行**です。

ただし、次の場合は、例外として歩道を通行できます。 違反：3か月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

- 道路標識などで通行が認められている場合
- 13歳未満の子どもや70歳以上の方、身体の不自由な方が通行する場合
- 工事などで道路の左端を通行することができない場合
- 交通量が多く危険など、安全のためにやむを得ない場合



例外で歩道を通行する場合は、車道よりをすぐ停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げてはいけません。**歩行者が優先**です。

必要に応じて停止し、自転車から降りて歩きましょう。

違反：2万円以下の罰金又は料料



自転車を利用する人は、**必ず自転車保険**に加入しましょう。

また、ヘルメット着用は努力義務です。頭部への被害軽減のため**ヘルメットを着用**しましょう！

※**努力義務**とは、罰則はありませんが、当然そうすべきであり、**そのように努めなければならない**と規定されている物事です。

保護者の皆様へ
詳しくはこちら↓



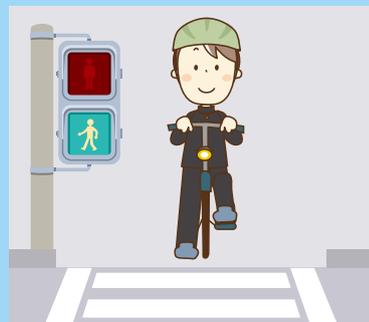
交通事故は、ケガの程度にかかわらず、110番通報をしましょう。

郡山市・郡山市交通対策協議会 TEL 024-924-2151 (郡山市市民部セーフコミュニティ課)

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、
信号に従って安全を確認し通行しましょう。
信号機のない交差点では、
必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

違反：3か月以下の拘禁刑又は
5万円以下の罰金



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを
点灯しましょう。
また、夜間に外出する
時は夜光反射材を活用
しましょう。

違反：5万円以下の罰金



4 飲酒運転は禁止 (大人の皆さんへ)

自動車はもちろんの
こと、自転車も飲酒
運転は禁止です。

違反：5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
(酒に酔った状態で運転した場合)
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
(政令で定める一定基準以上のアルコールを身体に保持している場合)



5 ヘルメットを着用

ヘルメットは、頭部の保護に非常に有効です。目立つことで、
車からも発見されやすくなります。夜光反射材付きのヘル
メットは、夜間においてより効果的です。



大切な自転車を守ろう！

1 盗難防止にツーロック

(カギを2つ以上使用)

2 駐輪場にとめる

(路上などにとめない、放置しない)

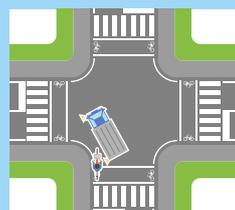


ドライバーはあなたの存在に 気づいていますか？

1 アイコンタクト

横断歩道が青信号でも右折や左折して
くる車がいます。

手を上げるなど、渡る意思を伝えま
しょう。止まってくれるだろうという
思い込みは禁物です。



2 死角に注意

車には死角という、どうしても見えない
場所があります。車体が小さい自転車は
死角に入りやすく大変危険です。十分に
注意して走行しましょう。



自転車等の安全利用について詳しくはこちら→

